

しぶかわし



農業委員会だより

発行／渋川市農業委員会 〒377-8501 渋川市石原80番地
TEL 0279-22-2920 FAX 0279-22-2132

vol.4
2009.3.31



角田 徳重さん(赤城町津久田)



私の思い

農業委員さんや市役所の方、JAの方々、働いてもらっている方々や近所地域の皆さん、また家族に支えられてなんとかこんにやくを栽培させて頂いています。私の作るこんにやくはどうも病気に弱く、根腐病や葉枯病に毎年苦しめられています。

ですから私は貸してもらえる畑はなるべく借りて緑肥作物のソルゴーを栽培し輪作をしてこんにやくを栽培しようと思っています。

これからもそのつもりでいきますので畑の輪作に協力して頂ける方は是非貸してください。できるだけ丁寧に畑を管理していくつもりですので、御協力をお願いします。

今年はまた新たにその緑肥作りに力を入れようと設備投資も考えている所です。

これからもまじめに畑を耕し続けたいと思っていますのでよろしくお願いします。

こんにちは! **がんばってます!**

土に生きる農業の楽しさ

平成15年1月に父が病気になり私はサラリーマンでしたが、父の背中を見て山村の農業のすばらしさを感じていました。一時は悩みましたが7年前に退職し、農業で生計を立てようと始めました。当初は農業の収入は少なくきびしいものでした。父が麦作組合員になり10年経ち、父の退職の後、私も麦作の会員になりました。何もわからない自分でしたが皆さんに愛の手をさしのべていただき感謝の気持ちが胸の奥底にきざみ込まれました。田が2ha、畑が3haで主にネギ、ブロッコリーです。出荷先のJAで部会に入り、出荷時間を決めています。最近輸入食品の安全性の問題等により消費者の皆さんが農業を応援してくれているのは本当によいことです。私も農業を大切にしながら、夕方等は大切な田畑を見て廻ります。

肥料等の値が上がるきびしい中、赤城山から煌々と昇る太陽、そして榛名山に沈む夕陽のすばらしさを日々感じて、農の喜びを忘れないように頑張りたいと思います。



森田 幸道さん(北橘町上箱田)
貴子さん
糸み子さん

平成21年度 渋川市

農業施策に関する建議書

市長へ提出

1. 農業委員会組織の活動に対する支援について

農業委員会では、旧渋川市の平成17年度から耕作放棄地解消対策事業を実施し、合併後においても引き続き事業の継続を行っております。しかし、国の農地政策の展開方向に基づき国際的に食料事情が不安定化する一方、今後も農地面積の減少が見込まれる中で、国民への食料の安定供給を図るためには、優良農地を確保するとともに耕作放棄地を解消することが必要不可欠であるとした。

これにより本年11月までに耕作放棄地現況調査を取りまとめ、平成21年度から5年を目標に解消を目指すことを位置付けております。

この事業内容は、現地調査を実施し耕作放棄地の状況に応じ、一筆ごとに区分を行い解消計画を定め、農業委員会の指導のもと毎年、解消実績を報告していくものである。

以上の内容から期間限定での事業遂行を図るため、事務局の専従職員を含めた体制整備について支援措置をお願いしたい。

2. 遊休農地対策の推進について

(1) 遊休・耕作放棄農地を市民農園等と

して活用する事業を強化されたい。

(2) 遊休農地の発生防止に大きな役割を果たしている、「中山間地域直接支払制度」ならびに「農地・水・環境保全向上対策」の拡充・強化を県に働きかけられたい。

(3) 農業委員会では、遊休農地解消策として雑草の発生を抑制し、地力を増進するマメ科の植物「ヘアリーベッチ」の播種を平成19年度から5ヶ所増やし、市内全域で10ヶ所の展示圃を設置し、担い手等への利用集積を図れるよう取り組んでいます。

市では、平成18年度から遊休農地対策事業補助金交付要綱を設置され、遊休農地の解消に努めていただいているところですが、引き続き本事業の継続と補助制度の拡充・強化を図られたい。

3. 担い手対策について

(1) 認定農業者等担い手の経営確立の支援について

認定農業者の掘り起こし(再認定含む)とフォローアップ活動への支援、認定農業者等の担い手の経営能力の向上、制度資金の充実等、経営と確立に向けた体系的な支援を強化を図られたい。

また、地域担い手育成総合支援協議会

農業委員会は農地法等の法令に定められた事務を行う行政委員会としての役割と農政活動を展開する農業団体としての機能を併せ持った組織です。なかでも「農業委員会等に関する法律第6条第3項」では意見の公表や建議など農業者の代表機関としての農政活動が規定されています。

この規定に基づき本市農業委員会では、新年度にむけて農業者の意見や要望を集約し、10月6日の農業委員会総会で決議されたものが農政に反映されるよう、10月10日に廣田会長から木暮市長へ建議書を提出しました。

出席した会長及び各部会長等、代表者7名は平成21年度の予算編成にあたり農業施策において積極的な措置を講じられるように熱心に建議を行いました。なお、建議の概要は次のとおりです。

の県承認を早期に実施し、関係機関、団体の役割分担を明確にし、さらに認定農業者等の自主的な経営者組織の取り組みへの支援を図られたい。

(2) 農業後継者の育成確保について
次代を担う農業後継者の自立の精神と優れた経営感覚を養うため、若い農業者の研修事業や後継者グループ活動に対し積極的な指導・支援を図られたい。

(3) 小規模農家等の育成と支援について
農業経営に関する国の政策は、認定農業者と一定の集落営農組織に集中的・重点的に実施するものであるが、農地保全面での担い手は認定農業者等だけではなく、小規模農家並びに兼業農家が果たしている役割は大きいものがあります。

つきましては、小規模農家・兼業農家及び定年帰農者などへの政策・支援を図られたい。

(4) 集落営農組織への支援について

集落営農組織への経営確立(法人化)に向けた融資や経営、技術研修等の支援措置を図られたい。

4. 農業生産基盤の整備について

(1) 土地基盤整備と優良農地の確保について

優良農地の確保と有効活用を推進する

ため、土地基盤整備をより一層図り、事業実施にあたっては県に対し補助率の引き上げの要請をし、渋川市においても補助率のアップを図り、農家の負担軽減を推進されるとともに、県の採択基準に満たない小規模な土地改良事業に対しては、その地域の実情に配慮した渋川市の柔軟な対応を図られたい。

また、優良農用地の適正な管理保全を



建議書を廣田会長(左)から木暮市長へ手渡した

確保するため、農振除外においては、土地利用の混在等、支障の生じないよう引き続き適切な対応を図りたい。

(2)農道及び用排水路の整備について
農業生産の近代化や農産物の流通の合理化等を促進するため、農道及び農業用排水路の改良・維持管理について、より一層の整備・推進を図りたい。

特に、中山間地域である小野上地域においては多面的機能であるかんがい排水の未整備地区があり田用水の取水期に苦慮していることから早期に整備を図りたい。

・村上 上中尾地区 U字溝布設等 L
|| 340m 概算事業費 6,500千円
(3) 渋川南部地域用排水路の整備等について
当地域は、近年の商業の進展により非農地化されたことに伴い、雑排水等に対する処理能力がない用排水路になったことから、これを利用して地域の農家では雨期時に水田へ冠水するなど被害を毎年受けている状況であります。

このため、抜本的な用排水路の流域系統の検討も含め、早期の整備・改修を図りたい。

5. 有害鳥獣対策について

有害鳥獣の被害は、年々増加し深刻な社会問題となっており、市においては駆除対策等の積極的な取り組みを引き続き継続させたい。

(1)電牧柵の設置に対する補助制度の仕組みは、数名以上の単位でないと補助対象外となっておりますが、土地利用の状況等によっては単独でも適用になるよう制度の見直しを含め柔軟な対応を図りたい。

(2)イノシシ・クマの侵入防止策としては、電牧柵が有効な対策として効果があ

りますが、シカは電牧柵の高さ程度ではジャンプ力があるため跳び越えてしまうため、高いフェンスの設置でないと侵入防止にならない。よって、新たにフェンスの設置に対する補助制度の措置を図りたい。

(3)狩猟者の確保を図るため、新たな駆除従事者や狩猟資格の取得・更新等における負担軽減措置を図りたい。

また、生態調査を踏まえた抜本的な駆除対策の検討をはじめ、イノシシ等については、適切な個体管理が急務であり、山林管理を含めた総合的な対策を関係機関との連携・強化を図りたい。

6. 畜産対策について

(1)輸入飼料の価格安定対策について
バイオ燃料増産等の影響により、輸入トウモロコシ等の飼料作物が高騰し、畜産農家は大打撃を受けていることから、価格安定対策の一層の強化を図りたい。

(2)畜産農家に対するヘルパー制度の充実・強化について
畜産農家は他産業と比べて余暇が非常に取れない状況にあることから、畜産農家に対するヘルパー制度について、後継者の生産意欲を向上させるため、一層の拡充・強化を図りたい。

(1)食の安全・安心が求められるため、地元産農産物の消費を推進されたい。
(2)学校給食への地元産農産物の使用拡大を図るため、生産団体との協議を深め、生産供給体制の整備・支援をさらに推進されたい。

7. 食育の推進について

(3)次世代を担う子供たちに対して、安心・安心な食料を提供するとともに、環境保全の大きな役割を果たしている農業について、学校教育で体験学習等を通して理解を深められるよう推進されたい。



小学生の農業体験（渋川西小学校）

8. 地域農産物・特産物を活用した農業の活性化の推進について

(1)消費者の食の安全・安心に対する関心が高まっているなかで、新鮮な農産物等について、低農薬栽培や有機栽培などに對する指導等の対応を図りたい。

(2)農産物の加工産業を育成し、付加価値を高め、グリーンツーリズムの導入による観光の振興、地域内の消費者との交流、各種イベント事業の振興による販売促進を図りたい。

(3)コンニャク等の各地域特産物のブランド化の推進を図りたい。

9. 農業関係税制軽減対策について

(1)農業用施設等の固定資産税について
農業振興施策として推進設置された共同利用施設（農産物共同集出荷所、共同農機具格納庫、農産物直売所等）及び個人が設置した農業用施設に係る固定資産税の軽減措置を図りたい。

(2)相続税・贈与税について
①相続税・贈与税の納税猶予の特例対象に、農業用施設用地ならびに農業用施設を加えるよう県・国へ要請されたい。

②農業後継者の安定した経営を継承する観点から、農地の細分化防止対策を図られるよう県・国へ要請されたい。

③集落営農組織の法人化にあたって、構成員の納税猶予特例農地をその法人に対して貸し付けても、引き続き特例が継続されるよう県・国へ働きかけをお願いしたい。

(3)所得税について
最近の原油高や生産・出荷資材全般・輸入飼料等が高騰するなかで、農業経営ではそのコストを農産物などの販売価格に転嫁することができず、経営が厳しい状況にあるため、所得税の減免措置を講じるよう県・国へ要請されたい。

10. WTO 農業交渉ならびに EPA 交渉等について

決裂したWTO農業交渉の交渉再開は不明ですが、交渉の厳しい構図には変わりはない状況下、日豪EPA交渉についても、豪州側の高いレベルの自由化への要求が行われている。政府は従来どおり毅然とした態度で交渉するとともに、我が国の食料安全保障の確保が可能となる貿易ルールの確立を目指し、群馬県の特産であるコンニャクについては、関税の引き下げを阻止し、不正輸入・原料偽装の監視体制を強化するよう県・国へ要請されたい。

11. 農業用水の汚染防止対策について

農業用水は、年々増加する非農地化に伴い、家庭雑排水等により水質汚染が著しく進んでいるため、農業生産に悪影響を及ぼす状況にあることから、総合的な汚染防止対策を講じられたい。

12. 森林の保全について

(1)森林、林道網の整備及び治山対策事業を継続実施されたい。
(2)森林を守るため、松くい虫の防除対策を引き続き実施されたい。

農地の貸し借りは農業委員会に届けを出し 許可を得てからにしましょう！！

我が国では、農地法において全国一律に一筆ごとに農地などの所有と、利用の権利関係について厳格な統制を行い、耕作を目的としない者の農地などの権利取得を厳しく規制するとともに、耕作者の権利を保護し、その経営の安定、農地の効率的利用を図っています。しかし、農業者の兼業の深化や高齢化の進行、農業内外の状況変化に伴い農地法だけでは農地等の有効利用と担い手への農地集積が図られませんので、農地の貸し借りが期間の到来により自動的に終了する農地集積の利用権設定等促進事業が法整備されました。それにより、渋川市では、基本的な構想を定め次の総ての要件を備えれば農用地の利用が可能になります。

- ① 農用地借り受け者が、農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。
- ② 農用地借り受け者が、自作地及び借り受ける農地総ての耕作を有すると認められること。
- ③ 農用地借り受け者が、農業経営を常時従事するものと認められること。
- ④ 借り受ける農用地について、土地所有権、地上権、質権又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有するものの同意を得ていること。

また、新規就農の場合は耕作放棄地化、農地以外への目的利用防止のため営農計画書の審査が行われ認められた場合に限られます。

なお、貸借期間等の変更並びに途中での解約は、特別な事情がある場合以外はできません。

現在、農業委員会の合併により4月1日と11月1日から契約できるよう新規・継続を2ヶ月前の1月末日と8月末日までに取りまとめを行っております。

↓ 用紙の記入例を掲示しましたのでご利用ください。 ↓

様式1号利用権設定(経営受委託、移転及び転借を除く)関係										担当委員番号	整理番号			
利用権の設定を受ける者の氏名又は名称及び住所(A) <耕作者>			地区名	住所	渋川市 ○○町 ○番地					氏名	渋川 太郎		(印)	
利用権を設定する者の氏名又は名称及び住所(B) <所有者>			地区名	住所	渋川市 ○○町 ○番地					氏名	群馬 一郎		(印)	
利用権を設定する土地(C)				設定する利用権(D)						利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の設定等に依る当事者間の法律関係(E)		利用権を設定する土地の(B)以外の権限者等(F)		備考
所在 (字まで記入)	地番	現況 地目	面積㎡	利用権 の種類	内容 (作物)	始期	存続期間 (終期)	借賃 (記載なきは県標準)	借賃の 支払 方法	住所	氏名又 は名称	権限の 種類	同意 印	
赤城町宮田字南	○○○	田	1,500	賃借権	米	H21.11.1	3年間 H24.10.31	8,000円/反	現金払い	賃貸借	渋川市赤城町敷島568-1 群馬二郎 所有権	群馬二郎	(印)	
半田東田	○○○	畑	1,000	賃借権	飼料作物	H21.11.1	3年間 H24.10.31	5,000円/反	現金払い	賃貸借	所有権、質権、地上権など			
<div style="display: flex; justify-content: space-around; font-size: small;"> <div>登記簿謄本や権利書、固定資産明細書等により記入</div> <div>田・畑を現況に合わせて記入</div> <div>物納、現金耕耘返しは賃借権無償で賃借は使用賃借権</div> <div>始期は ○年4月1日か ○年11月1日</div> <div>終期は ○年3月31日か ○年10月31日</div> <div>左頁の標準小作料を目安に記入</div> <div>現金・口座振替・物納など</div> <div>物納・現金・耕耘返しは賃借権無償で賃借は使用賃借</div> </div>														
2 利用権設定等を受ける者の農業経営状況														
氏名又は名称		渋川 太郎		性別	男		年齢	55 歳		農業従事日数	250 日			
利用権の設定等を受ける土地の面積(A)㎡	利用権の設定等を受ける者が現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積(B)㎡		利用権の設定等を受ける者の主たる経営作物(C)		利用権の設定等を受ける者の世帯員(構成員)の(D)				利用権の設定等を受ける者の主な家畜の飼養の状況(E)		利用権の設定等を受ける者の主な農機具の所有の状況(F)			
	農地	2,500	農地	15,300	飼料作物	世帯員(構成員)	農業従事者(うち15歳以上60歳未満のもの)	雇用労働力(年間延日数)	種	数量	種	数量		
採草放牧地		採草放牧地		米	男	2人	農業従事者	3人 (2人)	乳牛	30頭	ミルカー	1		
その他		採草放牧地		野菜	女	1人	主として農業に従事する者	2人 (1人)	軽トラ		コンパイン	1		
							従として農業に従事する者	1人 (1人)	トラクター		田植機	1		
									日		乾燥機	1		

「標準小作料」を改訂しました

農業委員会では、旧市町村ごとに設定された標準小作料を合併時調整事項として、この度、小作料協議会の意見を聞き、検討した結果、平成21年4月1日からの標準小作料を右表のとおり改訂しました。この標準小作料は、賃貸借当事者間の小作料契約の目安として定めているものです。

小作料の標準額は、生産費及び農産物の価格等を基礎とし算定しています。

なお、小作料の額が著しく高額である場合（おおむね30%を超える場合）には、減額の勧告をする制度があります。

小作料の標準額

(単位:10アール当たり)

農地の区分		小作料の標準額	備考
田	渋川・伊香保地区	8,000	旧渋川市、旧伊香保町
	小野上・子持地区	8,000	旧小野上村、旧子持村
	赤城・北橋地区	8,000	旧赤城村、旧北橋村
畑	渋川・伊香保地区	5,000	田に準ずる
	小野上・子持地区	5,000	
	赤城・北橋地区	5,000	

農作業の参考にしてください「農作業労賃標準額」

農業委員会では、平成21年度の農作業労賃標準額について下表のとおり定めました。

なお、この労賃は標準額であり、作業場所の状態や作業の難易等により異なりますので、これを参考に当事者間の話し合いで決めてください。

1. 臨時雇用賃金（1日当たり）

作業名	標準額	付記
農作業全般(田植え・稲刈り・麦刈り・こんにゃく、野菜等植付け・収穫)	5,500円～10,000円	労働時間8時間(労働条件により異なります)

2. 農作業請負料金

作業名	単位	標準額	付記
代かき	10a当たり	6,000円～8,000円	整地作業は別料金
畦畔塗り	1m当たり	40円～60円	
機械田植え	10a当たり	7,000円～8,000円	植付のみ
育苗	1箱当たり	650円	中苗(芽出しは347円)
刈り取り(水稲)	10a当たり	16,800円	結束・倒伏は割増し
〃(麦)	〃	16,800円	〃
〃(大豆)	〃	13,000円～14,000円	〃
乾燥・調整(水稲)	60kg当たり	800円	
もみすり(水稲)	〃	800円	
乾燥・調整(麦)	〃	1,500円	
麦まぎ一式	10a当たり	15,000円	種子、肥料代は別(耕耘、施肥、播種、整地、鎮圧)
ロータリー(耕耘)	〃	6,500円	1回(すき込み割増)
プラウ(すき耕)	〃	7,500円	
抜根(桑)	〃	35,000円	抜根のみ(抜根処理すると185,000円。運搬距離・処理量により異なる)
サブソイラー	〃	7,000円	クロスかけ(ピッチ幅70cm×深さ50cm)
遊休農地管理	〃	22,000円	耕耘、草刈、畦畔等管理(年3回)
運搬費(もみ・玄米)	1回	2,000円	軽トラック

●備考

- 上記標準額は、土地改良事業等によるほ場整備地の場合とする。その他は、ほ場条件、作業の難易等によって割増しする。
- 面積計算は、土地登記簿上の面積または換地面積とする。
- 料金支払いは、作業終了後1ヶ月以内に現金で支払う。

農作業労賃標準額及び標準小作料に関する問い合わせは、
農業委員会事務局(☎@2920)へ。

農業委員会の取り組み

活動の一部を紹介しします

農地を守る！

8月、9月農地パトロールの実施

無断転用防止と遊休農地の実態把握のため農業委員が地区ごとの班編制でパトロールし、発見した無断転用地等の農地所有者に対して、通知や個別訪問を行い、是正指導（「現状回復命令」「転用申請指導」）をしました。

農地は大切な財産です。しっかりと計画を立て、必要性に応じた転用を心がけてください。また適正な農地利用をお願いします。

遊休農地解消対策

重要な課題となっている遊休農地の発生防止と解消の取り組みについて、昨年9月下旬に遊休農地解消のモデル地区として伊香保地区と小野上地区の2カ所に雑草を抑制する「ヘアリーベッチ」を播種しました。播種した圃場に看板を設置したり、市ホームページにこの取り組みを掲載し、遊休農地解消を訴えています。

農産物ブランド化の取り組み

◆独自事業「農産物ブランド化について」研修会を開催

昨年11月17日に市勤労福祉センターで地元農産物のブランド化を図るため群馬県地域興しマイスター中島琢司氏（元JR高崎支社営業開発部長）を講師に招いて研修会を実施しました。

広域圏の農業委員会や農産物直売所関係者に参加を呼びかけ、65人の出席者は熱心に耳を傾けていました。

◆特産品化への取り組み先進地視察

農業委員会では11月20、21日に千葉県印旛郡栄町へ特産品化の取り組みについて研修しようと視察研修に行きました。同町では黒大豆「どらまめ」の特産品化のために「転作組合」や「黒大豆研究会」がアイスや焼酎等の「加工品づくり」に取り組んでいます。参加した34人の委員は、視察先の熱心な取り組みと成果に感心し、この研修で得た事を今後の活動に役立たせたいと、思いを新たにしました。

農業委員の声



食料について一言

農政部長 千明 眞一
(中郷)

平成十九年二月に合併して、渋川市農業委員会が発足しました。第1

農地部会、第2農地部会、農政部会が構成されました。農政部会では、適正な農地行政の推進、地域農業の振興発展、遊休農地発生防止解消に取り組んで行きたいと思っています。

食料については皆さん承知のとおり国の食料自給率は39%、群馬県で34%です。従って不足分は海外からの輸入で補っているのが現状です。

増え続ける世界の人口。中国、インドなど人口大国が食料需要を大きく押し上げています。

一方では干ばつによる作物の減収により価格が高騰しています。他国では食用作物をバイオエタノール燃料の原材料として、米国がとうもろこし、ブラジルがさとうきび、ドイツがライ麦、小麦等が大量に転用され価額変動の要因と言われています。

外国からの輸入食品については農薬混入の冷凍ギョウザ、汚染米や産地偽装などと食品に対する不安が拡大しています。

農産物に対する消費者の信頼確保が必要です。農産物の直売所や道の駅が人気で地産地消で売上げは好調です。

直売所も生産者、消費者の顔が見え、話ができる関係づくりの取り組みができれば、消費者、生産者双方の関心が高まり、地域の活性化になると思います。

農業委員会へ提出する申請書は提出期間にご注意ください。

農地法許可申請受付期間は

毎月11日から15日

（閉庁日にあたる場合は翌閉庁日）まで

農業委員会では毎月5日に委員会を開催し、農地の売買や転用等の案件について審議しています。

地域のニュース

功績を讃え 受賞相次ぐ

昨年10月11日に県収穫感謝祭（JAビル）で長年にわたり加工開発とJA女性部活動や農業委員として地域に貢献したとして、現農業委員の中野八重子さん（中村）が農業功労者表彰を受けました。

また、同14日にさいたま新都心合同庁舎で「豊かなむらづくり全国表彰事業関東ブロック表彰式」が行われ、行幸田地域営農推進協議会（会長 伊藤一秀さん）がそばの生産による、地域の活性化や遊休農地の解消などの取り組みが評価され農林水産大臣賞を受賞しました。

さらに、11月28日には創意工夫して環境に配慮した先進的な取り組みと経営を行う努力を評して、養豚経営者の角田光徳さん・理恵子さん夫妻（赤城町勝保沢）が、県庁正庁の間において優良青年農業者表彰（群馬県・上毛新聞社主催）を受けました。

みなさまの益々のご活躍を期待します。



行幸田地域営農推進協議会
会長 伊藤一秀さん（行幸田）



中野八重子さん（中村）



角田光徳さん・理恵子さん夫妻（赤城町勝保沢）

『しづかわ農業フェア』に委員が参加

平成20年11月8日に、市民会館でしづかわ農業フェアが開催され農業委員が「食のコーナー」に手作りじり焼きで参加し消費者との交流を深めました。

委員が自らの畑で収穫した取れたてで新鮮なネギやニラを持ち寄り、地元産の小麦粉やみそで作った手作りのじり焼きは、訪れた皆さんに熱々の出来たてを味わっていただき大好評でした。



農家の意見や要望を農業施策へ「認定農業者との意見交換会」を実施

平成21年1月20日に市役所第二庁舎で「認定農業者との意見交換会」が開かれ、認定農業者と農業委員ら30人が参加しました。これは地域農業の担い手である認定農業者の意見や要望をくみ上げ実のある施策として実現させるために開かれたもので、参加した農業者からは耕作放棄地の解消や農業後継者の育成などについて活発な意見が寄せられました。

農業委員会では建議等を通じて、農業者の声として国や県へつなぎ実現されるよう積極的に努力します。



経営と老後の生活がっちりサポート

新農業者年金に加入しましょう!!

新しい農業者年金制度は安心して頼れる魅力ある制度になりました

- ◆メリット1 農地を持たない農業者や家族農業従事者も加入できます（国民年金第1号被保険者）
- ◆メリット2 少子高齢化時代に強い年金…積立方式で安定した財政運営を行います
- ◆メリット3 保険料の額は自由に決められます（月額2万円から6万7千円まで千円単位）
- ◆メリット4 80歳までの保証が付いた終身年金です
- ◆メリット5 公的年金ならではの税制上の優遇措置があります
- ◆メリット6 農業の担い手（認定農業者等）には、手厚い政策支援（保険料の国庫補助）があります

詳しくは、地区の農業委員、または農業委員会事務局へ

相談日時	相談会場
4月27日(月)	市役所第二庁舎
5月25日(月)	伊香保総合支所
6月25日(木)	小野上総合支所
7月27日(月)	子持総合支所
8月25日(火)	赤城総合支所
9月25日(金)	北橋総合支所
10月26日(月)	市役所第二庁舎

※時間は全日程とも午後1時30分から午後3時までです。

農地の売買や貸し借り、農地の転用、その他農地に関する事などについて個人的に相談したい方は事前にご予約の上ご利用ください。
なお、予約等、詳しいお問い合わせ先は農業委員会事務局（☎2920）へ。

農業委員と事務局が皆さんの相談をお受けします。
農地相談日をご利用ください

わたしもひとこと

野菜で健康になる！



神道 すみ江さん
(中郷)

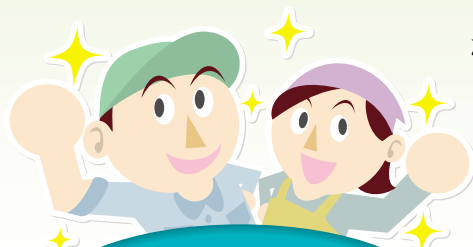
私の野菜づくりは10年前から。娘のアレルギーがきっかけでした。こんにやく農家で育ったのに畑を手伝った事はありません。ですから、始めた当初は、無農薬だ！有機だ！とこだわりが先行して、うまくいかず、夫と二人ですっかり疲れてしまったのです。

転機になったのは5年前、姉からチンゲン菜の栽培方法を教えてもらったことでした。土づくり、種まき、消毒から収穫、出荷までの流れを一年体験して、やっと野菜づくりの実感が湧きました。た

とえ一箱でも形になった喜び、収入につながった喜びは大きなものでした。今は「道の駅」への出荷が主(人参、玉葱、なす、葉菜類)ですが、チンゲン菜の経験が基礎になりました。こだわりも、有機中心、減農薬で一段落というところでは、また、私はここ数年、日本の伝統食を学んでいます。米と野菜中心の食事”を実践することで元気に過ごせるのだと確信できたことで、更に励みになりました。

娘のアレルギーからスタートした野菜づくりは、今や自分のライフワークとなっています。これからも、より安心・安全な野菜をめざして、畑友達と一緒に、楽しく続けて行きたいと思います。

そして、提案します。
おいしい地場の野菜をもっと食べましょう！健康のために…。



新規就農で輝いています！



木暮正裕さん
(赤城町溝呂木)

- Q** 就農したのはいつからですか？
A 農業者大学校を卒業後、愛知県にある有限会社 J&H ジャパンで1年弱、花卉栽培の研修をして、その後オランダにある大規模鉢花生産会社 B.vander Valk B.V.で1年間研修し、今年の4月から就農しました。
- Q** 就農してみてもいいですか？
A 現在、年間を通して約30種類以上のシクラメンを主に栽培しています。仕事は花の水やりや植えかえ、剪定作業など、花の管理と花卉市場への出荷準備などが主な仕事です。
- Q** 今後の抱負をお聞かせください。
A 花卉栽培の基礎をしっかりと覚えて、1日でも早く1人前の農業経営ができるよう努力したいです。また冬にはシクラメンの直売もしているのですが、直売の売上を伸ばしていきたいです。

